

軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）（以下、軽自動車税といいます）は、毎年4月1日現在に軽自動車等を所有している人に対して課される税です。

令和元年10月1日から導入された「軽自動車税（環境性能割）」と区別して、軽自動車税は「軽自動車税（種別割）」に名称変更されました。

■ 軽自動車税を納める人（納税義務者）

毎年4月1日現在（賦課期日）に、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車等を所有している方です。

割賦販売（ローン）等で売主が軽自動車等の所有権留保している場合、買主が所有者と見なされません。

■ 軽自動車税の税額

（1）原動機付自転車、二輪の軽自動車等

車種区分		税率（年額）
原動機付自転車	50cc 以下	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下	2,400 円
	ミニカー（3輪以上で排気量 50cc 以下）	3,700 円
二輪の軽自動車（排気量 125cc 超 250cc 以下）		3,600 円
二輪の小型自動車（排気量 250cc 超）		6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	その他作業用	5,900 円

（2）軽四輪等（三輪以上の軽自動車）

車種区分			税率		
			平成 27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査をした車両	平成 27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査をした車両	最初の新規検査から 13 年を超える車両（重課）
軽自動車	軽三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円
	軽四輪	乗用 自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		乗用 営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円

（3）軽自動車税のグリーン化特例（軽課） ※初年度のみ減税

車種区分			税率		
			電気自動車等	ガソリン車・ハイブリット車	
軽減区分			概ね 75%軽減	概ね 50%軽減	概ね 25%軽減
軽自動車	軽三輪		1,000 円	2,000 円	3,000 円
	軽四輪	乗用 自家用	2,700 円	-	-
		乗用 営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	貨物	自家用	1,300 円	-	-
		営業用	1,000 円	-	-

※軽減率の該当条件等詳細は、税務課 住民税係（75-4977）にお尋ねください。